

山添村移住定住促進事業補助金交付要綱

〔令和4年4月1日
山添村告示第38号〕

(目的)

第1条 この要綱は、山添村における若者世帯等の移住・定住を促進すること及び村内からの若者世帯等の流出を防ぎ、定住人口の増加、維持を図ることを目的とし、村内に住宅を新築又は既存住宅並びに空き家を購入（以下「取得等」という。）し定住する意志を有する者に対し、予算の範囲内で山添村移住定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅　自己の居住の用に供し、生活するに必要な家屋で、玄関、居室、便所及び台所を備える一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されているものとする。
- (2) 新築　住宅の用を成すため新しく建築されるものをいう。
- (3) 既存住宅　第2条第1項第4号に規定するもの以外に建築された住宅をいう。
- (4) 空き家　山添村空き家バンク制度に登録されている住宅をいう。
- (5) 基準日　新築については、工事の契約締結日、既存住宅及び空き家の場合にあっては売買契約締結日をいう。
- (6) 子育て世帯　18歳以下の子が同居する世帯をいう。
- (7) 定住予定者　補助金の申請時において、定住の意志を有しているものの住民登録が他市町村にある者をいう。
- (8) 本人確認書類　運転免許証、パスポート、個人番号カード等の顔写真付きの公の機関が発行した証明書をいう。ただし、顔写真無しの証明書の場合は、2点の証明書をもって本人確認書類とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 基準日において45歳未満の者
- (2) 取得等した場所に住民登録を有する者又は取得等に合わせて村に住民登録を行う者若しくは定住予定者
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から、取得等した住宅に10年以上定住することを誓約する者及び居住地の自治会に加入する者。ただし、自治会のない地域においてはその限

りでない。

- (4) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者。また、当該取得等において国、県又は村の制度により補助及び補償等を受けていない者（山添村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年12月山添村告示第28号）及び山添村空き家改修事業等補助金交付要綱（平成29年4月山添村告示第43号）による補助は除く。）
(5) 補助対象者及び世帯員が山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではない者
(補助金の交付)

第4条 補助金は、住宅の取得等の基準日が各年度の4月1日以降であり、同年度3月31日までに完了する次の各号のいずれかに該当する補助対象者に交付する。

- (1) 自己の居住の用に供するため、新築（土地代金を除く。）を取得する者
(2) 自己の居住の用に供するため、既存住宅（土地代金を除く。）を取得する者
(3) 自己の居住の用に供するため、空き家（土地代金を除く。）を取得する者
2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する補助対象者等は補助金を交付しないこととする。
(1) 住宅の共有持分が各々2分の1である者で、他の方の者がこの補助金の交付申請を行った者
(2) 既存住宅及び空き家の購入の場合であって、売買契約の相手方が3親等以内である者
(3) 過去にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた者
(補助金の対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は次の表により算出した基本額に加算額を合算したものを補助金の額（以下「補助額」という。）とし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

要件	基本額（万円）		加算額（万円）
	取得等の金額のうち	補助金限度額	
新築			
既存住宅	1／2以内	50	10
空き家			

2 補助対象者が住宅を共用する場合の補助金の限度額は、基本額に定める限度額にその者の持分を乗じた額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山添村移住定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査のうえ、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、山添村移住定住促進事業補助金交付決定通知書

(様式第3号)により申請者に通知し、不交付と決定したときは山添村移住定住促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山添村移住定住促進事業補助金変更・中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、次の各号に該当するときは、速やかに山添村移住定住促進事業完了報告書(様式第6号)に別表2に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1)新築の工事が完了し、登記が完了したとき

(2)既存住宅又は空き家の所有権移転登記が完了したとき

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、その報告書の内容を審査し、適當と認めるときは、補助金を交付する。

2 村長は、前項の規定による完了報告の審査について必要があると認めるときは、交付決定者、その他関係者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(交付請求)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山添村移住定住促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定に基づき交付の請求があったときは、請求の日から60日以内に補助金を支払うものとする。

(自治会加入証明書)

第11条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の日から起算して3か月以内に山添村自治会加入証明書(様式第8号)に別表3に掲げる書類を村長に提出しなければならない。ただし、山添村空き家改修事業等補助金交付要綱(平成29年4月山添村告示第43号)による補助を受けている者はこの限りでない。

(報告、検査及び指示)

第12条 交付決定者は、当該事業により取得等を実施した住宅(以下「対象住宅」という。)の活用状況について、山添村移住定住促進事業活用状況報告書(様式第9号)により補助金の交付を受けた日(以下「交付日」という。)から10年間村長に報告しなければならない。ただし、山添村空き家改修事業等補助金交付要綱(平成29年4月山添村告示第43号)による補助を受けている者はこの限りでない。

2 村長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め検査し、又は指示することができる。

(交付の取消及び返還等)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1)虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2)正当な事由がなく、補助金の交付日から10年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき、別表4に定める金額（算出した金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）を村へ返還しなければならない。但し、売却等する際に山添村空き家バンク制度に住宅を登録した場合はこの限りではない。
- (3)定住予定者が補助金の交付日から3か月以内に山添村に転入しないとき。
- (4)前号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は既に支払われた補助金の返還を命ずるときは、山添村移住定住促進事業補助金交付取消（返還）決定通知書（様第10号）により通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは補助金の返還免除し、又は返還を猶予することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則（令和4年4月山添村告示第38号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

要件	提出書類	備考
新築	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書兼同意書（様式第2号） ・本人確認書類 ・住民票謄本 ・工事請負契約書 ・建築設計図 ・位置図 ・その他村長が必要と認めるもの 	
既存住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書兼同意書（様式第2号） ・本人確認書類 ・住民票謄本 ・既存住宅の購入に係る売買契約書 ・位置図 ・既存住宅の全景写真 ・その他村長が必要と認めるもの 	<p>写し可能 ※定住者で住民記録の閲覧に同意書同意した者にあっては、住民票謄本の提出を省略することができる。</p>
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書兼同意書（様式第2号） ・本人確認書類 ・住民票謄本 ・空き家の購入に係る売買契約書 ・位置図 ・空き家の全景写真 ・その他村長が必要と認めるもの 	

別表2（第8条関係）

要件	提出書類	備考
新築	<ul style="list-style-type: none"> ・取得等した住宅の登記事項証明書 ・請求書及び領収書 ・施工後の写真 ・その他村長が必要と認めるもの 	
既存住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・取得等した住宅の登記事項証明書 ・領収書などの支払いがわかるもの ・その他村長が必要と認めるもの 	写し可能
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・取得等した住宅の登記事項証明書 ・領収書などの支払いがわかるもの ・その他村長が必要と認めるもの 	

別表3（第11条関係）

要件	提出書類	備考
新築	・転入後の住民票謄本	
既存住宅	※住民記録の閲覧の同意書に同意した者にあっては、住民票謄本の提出を省略することができる。	
空き家	・その他村長が必要と認めるもの	写し可能

別表4（第13条関係）

交付決定日からの経過年数	返還額
1年未満	補助額の100分の100に相当する額
1年以上2年未満	補助額の100分の90に相当する額
2年以上3年未満	補助額の100分の80に相当する額
3年以上4年未満	補助額の100分の70に相当する額
4年以上5年未満	補助額の100分の60に相当する額
5年以上6年未満	補助額の100分の50に相当する額
6年以上7年未満	補助額の100分の40に相当する額
7年以上8年未満	補助額の100分の30に相当する額
8年以上9年未満	補助額の100分の20に相当する額
9年以上10年未満	補助額の100分の10に相当する額